

第百六十八回
参議院法務委員会會議録第七号

平成十九年十二月十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

近藤 正道君

補欠選任

福島みずほ君

十二月十二日

辞任

福島みずほ君

補欠選任

山内 徳信君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

遠山 清彦君

千葉 景子君

松岡 徹君

山内 俊夫君

木庭健太郎君

委員

小川 敏夫君

今野 東君

鈴木 寛君

前川 清成君

松野 信夫君

岡田 直樹君

丸山 和也君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

山内 徳信君

松浦 大悟君

衆議院議員

法務委員長

国務大臣

法務大臣

下村 博文君

鳩山 邦夫君

事務局側

常任委員会専門員

田中 英明君

本日の會議に付した案件

○借地借家法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(遠山清彦君) たいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、近藤正道君が委員を辞任され、その補欠として山内徳信君が選任をされました。

○委員長(遠山清彦君) 借地借家法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院法務委員長下村博文君から趣旨説明を聴取いたします。下村博文君。

○衆議院議員(下村博文君) たいま議題となりました借地借家法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のように、現行の借地借家法では、更新等がなく契約上の存続期間が経過すれば自動的に終了する事業用の定期借地権は、存続期間十年以上二十年以下の間でしか設定することができません。そのため、存続期間五十年以上の一般定期借地権によってもカバーされていない存続期間二十年を超え五十年未満については、事業用の定期借地権を設定することができないこととされており、

しかしながら、建物の減価償却期間は二十年を超えるものが多く、これまでの事業用の定期借地権の利用例も上限の二十年に集中し、各方面からも事業用の定期借地権について償却期間に応じた

存続期間の設定を可能とするよう見直しの必要性が指摘されております。

こうしたニーズにこたえるため、事業用の定期借地権について、存続期間十年以上五十年未満の間で設定できるように改めることを内容とする本案を提出した次第であります。これによつて、貸主にとつては土地の賃貸方法の選択肢が拡大されることともに、借主にとつては事業用の定期借地権の利用用途が拡大されることとなり、土地の有効利用が促進されるという経済効果も期待することができると考えております。

次に、本案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、専ら事業の用に供する建物の所有を目的として借地権を設定する場合に、その存続期間を十年以上五十年未満とすることとしております。

第二に、この法律は、平成二十年一月一日から施行することとしております。

なお、この法律の施行前に設定された借地権については、従前の例によるものとするとしております。

以上が本案の提案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(遠山清彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聡平君 日本共産党を代表して、借地借家法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論いたします。

我が党は定期借地権の導入に反対いたしました

が、それは借地期間が導入前と比べ大幅に短縮され、借地人の居住や営業の安定性が大きく損なわれるというところからです。本改正案は、事業用定期借地権について、現行法では設定不可能である二十年以上五十年未満の期間にも設定できるものとして活用の可能性を広げようとするものであるが、これにより普通借地権での契約しかなかった三十年以上五十年未満の期間にも事業用定期借地権への道を開くこととなります。それでは、工場など建物の三十年を超える減価償却期間に合わせて、これまでの普通借地契約で保護されていた借地人が定期借地契約も迫られ得ることとなり、中小零細業者の営業に重大な影響が出る可能性のあるからであります。

以上です。

○委員長(遠山清彦君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

借地借家法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(遠山清彦君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、借地借家法の一部を改正する法律案(衆)

借地借家法の一部を改正する法律案

借地借家法の一部を改正する法律

借地借家法(平成三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

第二十四條を削り、第二十三條第一項中「場合」の下に「(前条第二項に規定する借地権を設定する場合を除く。)」を加え、同条を第二十四條とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

(事業用定期借地権等)

第二十三條 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。次項において同じ。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を三十年以上五十年未満として借地権を設定する場合においては、第九條及び第十六條の規定にかかわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三條の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上三十年未満として借地権を設定する場合には、第三條から第八條まで、第十三條及び第十八條の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前に設定された借地権(転借地権を含む。)については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第三條 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八條第三号中「第二十二條前段」の下に「若しくは第二十三條第一項を加え、同条第四号中「第二十四條第一項」を「第二十三條第一項又は第二項」に改める。

第八十一條第七号中「第二十四條第一項」を「第二十三條第一項又は第二項」に改め、同条第八号中「第二十二條前段」の下に「第二十三條第一項を加える。

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、株式を強制取得された少数株主が価格の決定を求めた場合等において、鑑定費用を株主負担としないことに関する請願(第一二三四号)(第一二六号)

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第一二九八号)(第一二九八号)(第一三〇〇号)(第一三〇一号)(第一三〇二号)(第一三〇三号)(第一三〇四号)

第一二三四号 平成十九年十二月六日受理
株式を強制取得された少数株主が価格の決定を求めた場合等において、鑑定費用を株主負担としないことに関する請願
請願者 奈良県大和高田市南本町三ノ二五
古川浩利 外二名

第一二六号 平成十九年十二月七日受理
株式を強制取得された少数株主が価格の決定を求めた場合等において、鑑定費用を株主負担としないことに関する請願
請願者 京都府長岡京市神足三ノ一三ノ一
九ノ四〇七 永峰聡 外五名
紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第一二九八号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 静岡市葵区新富町六ノ一二ノ六
鈴木津由子 外四名
紹介議員 井上 哲士君

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓をしたり、事実婚や通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づく社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓夫婦となれるような法整備が必要である。一九九六年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を法務大臣に答申してから既に一〇年が経過している。女性一六歳・男性一八歳という婚姻最低年齢の差異や女性にのみ再婚禁止期間があるという男女差別の解消、婚外子の相続差別の廃止も緊急の課題である。国連女性差別撤廃委員会は二〇〇三年、民法に存在する差別的規定の撤廃を日本政府に勧告した。国際人権(自由権規約委員会や国連子どもの権利委員会も、日本の婚外子差別は平等原則に反するという勧告を出している。差別的規定の撤廃は、一九九五年の北京行動綱領で各国政府が二〇〇五年までに果たすべきとした約束でもある。男女共同参画基本法に基づく基本計画第二次は「家族に関する法制の整備」について「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ」「国民の議論が深まるよう引き続き努める」としている。政府は国際的基準に見合う男女平等、人権確立の実現のため、世論の動向に影響を与えるよう努力すべきであり、既に世論調査では選択的夫婦別姓の導入賛成が反対を上回っている。

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正をする

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇〇号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町二ノ一
六ノ九 坂根幸枝 外四名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇一号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市片瀬一ノ六ノ一九
ノ一〇一 高松みどり 外四名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇二号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 仙台市青葉区台原四ノ七ノ一六
岩渕志津子 外四名
紹介議員 大門実紀史君

こと。

第一二九八号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町二ノ一
六ノ九 坂根幸枝 外四名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇〇号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 東京都三鷹市下連雀七ノ七ノ一四
ノ一〇二 堀江ゆり 外十五名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇一号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市片瀬一ノ六ノ一九
ノ一〇一 高松みどり 外四名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇二号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 仙台市青葉区台原四ノ七ノ一六
岩渕志津子 外四名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇三号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 広島県福山市幕山台三ノ七ノ二二
永見和子 外二名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

第一三〇四号 平成十九年十二月七日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願

請願者 仙台市若林区二軒茶屋二二ノ一
上田真実 外四名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二九八号と同じである。

平成十九年十二月二十日印刷

平成十九年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A